

岩手県告示第624号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第44条第1項の規定により、次の法人を認定特定非営利活動法人として認定した。

令和7年10月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人 S E T
- 2 代表者の氏名 三井 俊介
- 3 主たる事務所の所在地 陸前高田市広田町字山田52番地6
- 4 認定の有効期間 令和7年10月16日から令和12年10月15日まで